

知恩院本『冥報記』の伝来について

—「三縁山本」の呼称をめぐつて—

李銘敬

行(738-805)が唐から将来したものと伝えられており、現存する諸本中、最古本である。

『冥報記』は、唐の初期、唐臨によって撰述された、因果應報思想を鼓吹する仏教説話集である。成立後、大いに世に行われた。中国においては、間もなくその続編として郎餘令によって『冥報拾遺』が著され、『法苑珠林』(唐・道世編)や『太平廣記』(宋・李昉など編)などに『冥報記』から数多く転載される。広く享受されたことがうかがわれる。だが、宋以後、中国での仏教の衰微に伴つて、『冥報記』自体は逸書となつてしまつた。

一方、日本では、早く奈良時代に唐より伝來し、『日本靈異記』や『今昔物語集』などの仏教説話集に多大な影響を与えてきた。しかも、高山寺所蔵本(以下、高山寺本と略す)、前田育徳会尊經閣文庫所蔵本(以下、前田家本と略す)、知恩院所蔵本(以下、知恩院本と略す)などいくつかの古写本が現存している。

高山寺本は、巻子本、上中下三巻、序と五十三話からなる。その包紙及び納入用の桐箱の蓋の裏書などによつて、靈岩寺和尚圓

前田家本は、長治二年(一一〇五)に書写され、上中下三巻、序と五十七話から成り、現存諸本中、話数が最も多い。『今昔物語集』震旦部に所収される『冥報記』の翻訳説話は、前田家本系統によることが明らかにされている。

知恩院本は、『新修大正大藏經』と『高山寺古典籍纂集』所収の高山寺本の対校本に使われている。また、平成五年(一九九三)昭和女子大学近代文化研究所『学苑』六四五号にその翻刻が掲載された。上巻十一話、中巻十三話、下巻十七話、合計四十一話。高山寺本より十二話、前田家本より十六話少ない。

また、写本としては現在台灣故宮博物院所蔵の江戸末期の一本もある。それはもと、清末に、楊守敬が日本で購求したものである。この写本は知恩院本と関連があるものである。

高山寺本と前田家本との両写本は、影印や翻刻などで多く紹介され、注目されてきたが⁽¹⁾、知恩院本はその詳細は明らかではな

く、意義も問わることがなかつた。稿者は、昨年（二〇〇一）

年十一月に知恩院文化財保存局から特別閲覧の許可を賜り、知恩院本について実見調査を行なうことができた。本稿は、その調査に基づいて知恩院本の書誌等を報告し、さらに知恩院への伝来や、伝来前の著録・転写によつて生じた呼称の混乱などの問題について考察したい。

二

知恩院本は、現在、京都国立博物館に委託所蔵されている。上中下三巻を一軸にした巻子本で、法量は縦二七・六cm、全長一四二三・二cm、全二八紙²。一紙には二三行か二四行、一行字数は大体一五〇字。ただし、内題を含む巻頭の三紙は、それ以後の部分と別筆で、後補と考えられる。その一紙目は一五行、二紙目は一七行、三紙目は一二行、全部で四三行。

外題「冥報記」、外題の下に「第七〇二号／摘要・を 20・合壹

卷／冥報記三卷／知恩院」と記したラベルがある。遊び紙に「華頂／文庫」、内題の右下に「欣賞」と「徹定／珍藏」の印を捺す。毎巻の巻首に「冥報記上（中、下）、吏部尚書唐臨撰」とある。各巻の最後一話の後に、改行して「冥報記上（中、下）」と記し、「冥報記下」の真中に「信」という方形印が捺してある。内題を含む最初の四十三行（序文の「宋尚書令傳高」に至る「傳高」の二字が次行の「傳高」と重なる）は、それ以後の部分と明らかに別筆である。巻尾には「一交了」の墨書と徹定の識語がある。識語の一行目右下に「徹定珍藏」、最後の一行左下に「古經堂之印」

と「徹定之印」の印がある。

表紙は古く、少し虫損がある。表紙、後補と考えられる巻頭の最初三紙、そして識語部分は、それぞれ本紙との継目があり、紙質が違う紙と考えられる。表紙と識語の最後の僅かな部分以外、全ては裏打紙が付く。巻首から巻尾までは、上下の界線がある。また、巻中第八話「李大安」一話の後ろから二行目から巻尾までは、行間の界線も付く。

上中下の三巻では、上巻の巻頭話は隋枳信行、巻末話は楊州嚴恭。中巻の巻頭話は隋大業中客僧、巻末話は邵師弁。下巻の巻頭話は後魏崔浩、巻末話は武德中姓韋である。そして、中巻の第九話「董雄」と第十話「蘇長」という両話の間には、改行を行なつていい。

識語は秀逸な行楷字体で書かれている。以下に原文を示す（は原文の改行）。

此記三卷、唐唐臨所著也。法苑珠林往／往援引之。陶九成說郛収報應記一卷／、不載此本、則彼土既較可知耳。按旧唐書曰、唐臨、京兆長安人、周內史瑾孫也。高／宗永徽元年為御史大夫、尋遷刑部尚書／、加金紫光祿大夫。顯慶四年坐事、貶為潮州／刺史、卒官、年六十。所撰冥報記³三卷、大／行於世。余謂如臨者、躬踐實地、能窮物之／常理而證出幽冥顯之旨、可謂達本源／矣。

万延紀元辛酉仲秋／佛眼山竺徹定識

（此の記は三巻、唐の唐臨の著する所なり。法苑珠林は往々にして此れを援引す。陶九成の「說郛」に「報應記」一巻を收め、此の本

を載せず。即ち彼土既に転するを知るべきのみ。按するに旧唐書に曰く、唐臨、京兆長安人、周内史瓘の孫なり。高宗の永徽元年、御史大夫と為し、尋ぐに刑部尚書に遷し、金紫光禄大夫を加ふ。顯慶四年、事に坐し、貶して潮州刺史と為し、官に卒す、年六十なり。撰する所の「冥報記」⁽¹⁾二卷、大ひに世に行ふ。余、謂ふに、臨の如き者、躬践實地、能く物の常理を窮り、而して幽冥隱顯の旨を證出し、本源に達すと謂ふべし。

万延紀元辛酉仲秋／佛眼山⁽²⁾徹定識す)。

識語では、次の三つのことについて述べている。第一点は、

【冥報記】という作品についてである。【冥報記】は三卷で、「旧唐書」に「二卷」とあるのは「三卷」の誤りであること、また、【冥報記】の説話が「法苑珠林」に多く引用されていること。さらに、「説郛」に唐臨の「報應記」が載せてあり、「冥報記」が見えないことによつて、中国で【冥報記】がすでに逸書となつたのを知り得ることである。もう一点は、作者唐臨の略歴と作品の流布状況を記すことである。そして第三点は【冥報記】についての徹定自身の感想である。

再編【説郛】卷七十二では、「報應記」からの十八則の【金剛經】応報談を収録しており、唐臨の撰とされている。実は「報應記」という説話集は、早く逸書となつて、【太平廣記】卷一〇二と卷一〇三にその引用話が見えるのである。再編【説郛】のその十八則は、【太平廣記】の引用話から集録したものらしい。しかも、撰者は唐臨ではなく、唐の盧求である。⁽³⁾徹定の識語は、「説郛」編纂者の誤りを襲用してしまつてゐる。

また、傍線部「万延紀元辛酉」とは、文久元年（一八六二）である。「佛眼山」とは浄土宗関東十八檀林の一寺、岩槻佛眼山淨國寺である。「徹定」とは知恩院七十五世養鷗徹定のことと考えられる。「徹定上人年譜」⁽⁴⁾によると、徹定は文久元年の四月二十四日、檀林岩槻佛眼山淨國寺の住職となつてゐる。知恩院本の伝來に深く関わる徹定という人物について、次に詳しく述べてみたい。

三

鵝飼徹定は、江戸末期から明治時代にかけて活躍した浄土宗の学侶で、諱は順誉、蓮社号は瑞蓮社。松翁・古溪・杞憂道人・古経堂主人などと号した。文化十一年（一八一四）に生まれ、天保五年（一八三四）三縁山増上寺で宗脈を受け、十三年増上寺新谷の学寮主となる。明治七年（一八七四年）に京都知恩院に晋山し、第七十五世を継ぐ。二十年四月に知恩院を辞し、二十四年三月七十八歳で名古屋阿弥陀堂に寂す。佛教考証史家として古籍を探求し、「開山取藏古本搜索錄」、「古經搜索錄」正統、「古經題跋」、「訛場列位」など多数の著作がある。明治五年九月、太政官布告によつて僧徒の姓を定める際に、養鷗の古字に改めたので、現在、彼の名前は、養鷗徹定と表記することが多い。又、世によく徹定上人と呼ばれている。

徹定は生前、菊池三溪・石川鴻斎などの漢学者とも交遊した。昭和五十三年、徹定上人遺文集刊行会によつて整理、出版された【古經堂詩文鈔】を読むと、その漢学に対する造詣の深さに驚嘆

する。嘉永五年（一八五二）、徹定は冠譽慧嚴大僧正の命により、京都鹿谷法然院に留録して忍激上人の大藏經対校錄を見ていた。それがきっかけとなって、大和古寺の古経を探り、奈良漢國町念佛寺で袋中上人蒐集の中国と日本の古写経類を購求し、三縁山増上寺に持ち帰って蔵した。同年初冬、「古經搜索錄⁽⁶⁾」を撰した。この「古經搜索錄」には、「冥報記」の記事も見える。以下に示す。

冥報記三卷 一軸

唐吏部尚書唐臨所著。唐臨傳見旧唐書及法苑珠林。定舊覽
海山高山寺藏。與此本書体相似、蓋六七百年前物也。又有報
應記一卷、見陶九成說郛（唐の吏部尚書唐臨の著する所なり）。唐
臨傳は「旧唐書」及び「法苑珠林」に見ゆ。定、嘗て海山の高山寺
に藏するを覧れば、此の本と書体に相似て、蓋し六、七百年前の物
ならん。又た「報應記」一卷有り、陶九成「說郛」に見ゆ。

この記事に述べられた「冥報記」三卷、一軸」という古写本
は、まさに現在の知恩院本である。前述した知恩院本の文久元年
（一八六二）の識語は、この記事に基づいて撰述したものである
ことは、両文章の記述の類似性からも自明であろう。つまり、徹
定が三縁山増上寺新谷の学寮主時代、この「冥報記」の古写本を
所持していたことは明らかなのである。

明治七年（一八七四）、徹定は知恩院の住職となり、増上寺時代
の古写経を知恩院に持つて行った。同十年九月、古写経や古版経
及び絵画美術工芸など数百点の年来の蒐集を知恩院に寄贈した。

【華頂山古經目錄】には、それらの寄贈品が記してある。目録中

の、甲・古写経・二・平安時代古写経には、前章で紹介した「冥報記」の識語も収録されている。

この識語は、徹定が檀林岩櫻佛眼山淨国寺に晋山して以後記されたものである。徹定はその後、知恩院の七十五代門主となるまで、明治五年（一八七二）に浅草誓願寺、翌六年に小石川傳通院に転住したこともある。徹定所持の「冥報記」は、徹定の転任に伴つて、三縁山増上寺から淨国寺などを転転として、最終的に知恩院に移つたと考えられよう。

知恩院本の書写年代は、なお不明である。「古經搜索錄」の記事において、傍線部で示したように、字体が高山寺所蔵本と似ており、多分六、七百年前のものだろう、といった知恩院本の書写年代についての徹定の推断した部分は、知恩院本の識語には見えない。徹定の見た「海山高山寺藏」という写本は、現在の高山寺本「冥報記」古写本のはずである。しかし、高山寺本と知恩院本との影印を比較すると、两者の書写字体は、明らかに異なっている。識語に書写年代を記していないのは、不確かな推断だと徹定が後に考え直したのだろう。また、「華頂山古經目錄」では、それが平安時代古写経に分類されている。また、藤堂祐範「知恩院の古写経・古版経⁽⁸⁾」では、この古写本のことと触れて「平安の中期を下らない」とする。しかし、それらの推測は何れも具体的な拠所を示していない。

四

次に、知恩院本についてその著録を取り上げて、知恩院本の伝

來について更に考察を加えてみたい。

まず、【経籍訪古志】における著録情況について検討する。「経籍訪古志」は狩谷祓斎在世時代から開催された古書鑑賞会の諸家の筆録を、この仲間の中で最も後まで生存した森立之がまとめたものらしい。その初稿本には、「冥報記」についての記述が見えないが、二稿本で初めて釈家類の項が立てられ、その釈家類に「冥報記・鈔本・三縁山」の記事が現れる。長沢規矩也「経籍訪古志」⁽¹⁰⁾によると、釈家類の執筆は渋江抽斎であり、二稿本の成立は安政元年（一八五三）である。前年の嘉永五年（一八五

二）に徹定によつて著された「古經搜索録」によつて確認できるよう、すでに三縁山徹定所蔵となつていた「冥報記」を渋江が見た可能性は高い。二稿本は、長沢の論文にその一部の引用が見えるが、原本未見のため、「冥報記」についてどのように記述されているかは不明である。ここでは、「経籍訪古志」の流布本である徐氏鉛印本（安政三年海保漁村序、渋江・森の附言あり）と、解題叢書本（徐氏鉛印本で再校したもの）に見られる三縁山蔵本についてその著録を確認しておくことにする。次のように記されてい

る。

冥報記三巻旧抄卷子本 三縁山某院蔵

卷首題冥報記卷上、吏部尚書唐臨撰、次有序文、論當時報、累年報、子孫報、現報、生報、得報之別。上巻始隋信行、終楊州嚴恭。中巻始隋大業中客僧、終邵師弁。下巻始後魏崔浩、終武德中姓韋。皆載其冥報事蹟。界長七寸六分、幅七分、每行十六、七字至十九字。不記抄写時月、審是四百年。

この「三縁山某院蔵」本が、知恩院本であることは疑いないところである。上巻、中巻、下巻の巻頭・巻末話、卷首の後補など、全ての点で一致するのである。しかし、これまで、「経籍訪古志」に著録されたこの「三縁山某院蔵」という「旧抄卷子本」を、知恩院本であるとする認識がなかつたため、ずっと「三縁山本」として知恩院本とは切り離して考えられてきたのである。

許前書本也。卷首二張缺、以高山寺本補完。按、此書旧新唐志入於史部雜傳、宋志收于子部小說家、並云二卷、攷之本傳亦同。然此本依李唐旧本傳錄、非經後來分析者、則史志偶誤耳。又攷諸家書目、絕不登載、知其隱晦已久。而此卷歸存、豈可不貴重哉。（略）。

五

一方で、台湾故宮博物院現蔵本（以下台湾本と略す）は、「三縁山本」と見なされたことがある。台湾本も三縁山本とするとして、三縁山本の呼称をめぐって混乱が生じることにもなった。以下、台湾本について検討する。

また、内題と序文の一紙には、三つの印があり、上方の大きな一つは「貢主大王令旨／東叡山開山堂藏本／不可漫出門外」、下方の二つは「東叡山開山堂／司職真如院十／有四世蓮華金／剛義嚴收藏之」、「発願偏羅和漢典籍／藏之文庫以報四恩／後司職之人若有補／遺時以聞焉義嚴記」と捺してある。

右の識語と印で分かるように、この写本は元、東叡山開山堂司職で真如院十四世義嚴の所蔵になる。「三縁山会下徹定寮ノ古本ヲ模写」したものである。しかも、「発願偏羅和漢典籍／藏之文庫以報四恩／後司職之人若有補／遺時以聞焉義嚴記」（発願して和漢の典籍を偏羅し、之を文庫に蔵す。以って四恩に報す。後の司職の人、若し補遺有らん時は、以つて聞く。義嚴記す）という記によつて、この写本は、義嚴が東叡山開山堂司職在任中に模写された可能性が高い。

東叡山開山堂司職は、真如院住持の兼任が原則とされている。⁽¹²⁾

伴つて台湾故宮博物院所蔵となつた。昭和四十年代後期、阿部隆一が台湾故宮博物院所蔵楊氏觀海堂善本の調査を行ない、「中國訪書志」を撰述した。阿部はその中で、この写本についての書誌を記している。調査当時制作された大量のマイクロ・フィルムには、この写本も入つている。現在、そのフィルムは、慶應義塾大学斯道文庫に所蔵されている。

写本の題簽の上部には、「東叢山文庫」と記され、扉の裏には、次のような識語がある。

三縁山会下徹定寮ノ古本ヲ模写ス。寮ノ本ハ保元ノ時代ノ写本ニテ古色美ニキクスベキ巻本ナリ。但シ巻初四十ノ三行旧闕タルヲ近世擬尾高山寺ノ本ヲ以テ補写スト云。

である。これは写本の題簽と巻首巻末などに見える森立之の藏書印と手書きの記事からも分かる。楊守敬は明治十三年（一八八〇）年から日本に滞在した四年間、日本の文人・学者と密接な交流を行なうと共に、当時日本にあった大量の古抄本・中国古刊本や和刻本漢籍を蒐集した。彼の古書蒐集において最も重要な役割を果たしたのが森立之であった。楊守敬は『經籍訪書志』を入手し、それを手がかりとして書物を集めていった。明治十四年一月に彼は森立之を訪問し、森の藏書を購入したいという意思を伝えた。二人の面会時の筆談録『清客筆話』によれば、森立之は自分の藏書の一部を楊守敬に売却すると同時に、自分の藏書目録『開万藏書目録』を楊氏に見せたり、譲れない古書は楊守敬に貸したり写させたりしたのである。⁽¹⁴⁾ この東叢山文庫写本も、その時期、楊守敬が森立之から入手したことは、ほぼ疑う余地がない。

楊守敬は、森立之の手を経て得た東叢山文庫写本について、彼の著書『日本訪書志』において次のように記している。

（略）余于日本得古抄本三卷、首題史部尚書唐臨撰、有臨自序。上卷十一条、中卷十二条、下卷十六条。相傳是三緣山寺保元間写本。首缺四十三行、以高山寺藏本補之。上卷前七条皆僧尼事、當是日本釈子所節抄而又臆分為三卷也。（略）。⁽¹⁵⁾

（余、日本に古抄本三卷を得、首題に吏部尚書唐臨撰、臨の自序有り。上卷十一条、中卷十二条、下卷十六条。相傳するに是れ三縁山寺保元間の写本なりと。首に四十三行缺け、高山寺藏本を以つて之を補ふ。上巻の前七条皆僧尼の事、當に是れ日本釈子に節抄、而して又た臆分せられ、三巻と為すべきなり）

右の記述は、問題となる点が多い。例えば、各巻所収の話数としては、中巻は十一条ではなく、十三条であり、下巻は十六条ではなく、十七条であるべきである。一番大きな誤りは、この東叢山文庫写本を「相傳是三縁山寺保元間写本」と、そのまま模写として使用した祖本の三縁山徹定學寮藏本（知恩院本）と誤解したこと。これは東叢山文庫写本の扉の裏の識語を見れば、すぐ分かることがある。

楊守敬の誤解は、後にさらなる誤解を招いた。例えば、永山近彰の『国宝長治二年鈔本冥報記解題』⁽¹⁶⁾ や、明治四十三年に複製した高山寺本の内藤湖南の跋文⁽¹⁷⁾では、みな楊守敬の記述に基づいて、楊守敬所持本を保元年間の古写本と誤認した。阿部隆一が台湾故宮博物院所蔵楊氏觀海堂善本の調査を行なって始めてこの誤認が明らかにされたのである。⁽¹⁸⁾

徹定が『冥報記』を所持していたことを確認できる最も早い記述は、嘉永五年（一八五二）に徹定が撰述した『古經搜索錄』である。既に述べたように、この本は主に、同年に徹定が購求した袋中上人蒐集の古写経について記したものとされてきた。『冥報記』が袋中蔵の古写経類と混ぜて記されること、また、巻末に見える「一交」⁽¹⁹⁾ という墨書が古写経類に見られる「袋中一校」の表記と同一視されたことにより、『冥報記』は、袋中蔵の古写経の一つではないかと考えられてきたのである。しかし、右の台湾本、即ち旧の東叢山文庫藏本が天保十三年から嘉永元年（一八四二一八）までの間に、「三縁山会下徹定學寮ノ古本ヲ模写」したものであることを考えれば、遅くとも嘉永元年には、知恩院本は、

すでに徹定学寮に所蔵されていたことになる。知恩院本『冥報記』は、袋中が蒐集した写本とは違うルートで徹定の許にやつてきたのである。

六

これまで、『冥報記』の写本を紹介した文章において、知恩院本と『經籍訪古誌』に著録されたいわゆる「三縁山本」、台湾本との間の関係が分からず、知恩院本と「三縁山本」を並列せたり、「三縁山本」と台湾本を同じ写本に混同したりしてきた。阿部隆一が「三縁山本が今の中院本ではないかと想像するが、未だ確認するに至らない」と述べて、この問題に対する認識を一步前進させたが、それは推測の域を出ないまま、今日まで不明の状態であった。本稿における考察を通して、はじめて知恩院本の伝来前後の様子を解明できた。以下のように概略する。

かつて『經籍訪古誌』卷五に著録された「三縁山某院藏」とい

う『冥報記』は、即ち知恩院本である。それは徹定が三縁山増上寺新谷の学寮主であった時代の所蔵品で、しかも嘉永五年（一八五二）『古經搜索錄』を著述する前に所蔵されたものである。文久元年（一八六一）徹定は檀林岩櫻佛眼山淨國寺に晋山し、その秋、写本の巻末に識語を撰した。明治七年（一八七四）知恩院の住職となる時、それを知恩院に将来し、同年九月、他の古写経などとともに知恩院に寄贈した。現在、京都国立博物館寄託所蔵となっている。

台湾本は、天保十三年から嘉永元年までの間に、知恩院本を模

写したものである。もとは義嚴が蔵した東叡山文庫の一つだったが、のちに森立之の手を経て楊守敬に購入され、彼は中国に持ち帰った。『日本訪書志』におけるこの書についての間違った記述によつて、長い間「三縁山本」（知恩院本）と誤認されていた。今後は、「三縁山本」と称された古写本と知恩院本を、一つの写本として認識してゆかなければならぬだろう。

知恩院本の書写年代については、六、七百年前（『古經搜索錄』）、四百年ばかり前（『經籍訪古誌』）、保元時代（台湾本識語）とされるが、確証を得ない。また、写本を納める用の木造の箱には、「築島裕誌」と署名した一枚の手書きの便箋が入れてある。その記事では、写本に附した仮名の訓点が古体字や古体の繰返符号を用いていることから、「院政期の訓点たること著しく、尊經閣に蔵する長治二年の識語ある冥報記より下らざる資料」と推測されている。私も写本の古意蒼然たる字体から院政期を下らないものと思われる。

『冥報記』は、奈良時代将来後、日本仏教説話集の濫觴たる「日本靈異記」の直接的編纂動機となり、その編纂思想、内容構成にまで大きな影響を与えていた。そして、高山寺本、前田家本、知恩院本など違った写本の流布や『今昔物語集』に数多くの同書説話の翻訳・翻案話が収録されるなど、広汎に読まれた盛況ぶりも想像できよう。このように日本文学とも緊密な交流を持つ作品である。江戸中期、臨済宗の僧無著は、僧道越が高山寺古写本を転写した一本を借り、「法苑珠林」、「法華伝記」などの佛書を使い、該博な知識を駆使し、精細な考証を行なつて「冥報記校

訛⁽²²⁾を撰述した。また、幕末・明治の時、漢学に造詣が深い徹定上人が、長年この書の古写本を所持、賞玩し、その識語を記した。その後、寛永寺開山堂司職の義嚴も、徹定の所持本を模写したのである。そこには、「冥報記」が古代以来、近世までも脈々と読みつがれた様子が覗えよう。本稿においては、「冥報記」の伝本の一つである知恩院本をめぐって考察を行なうことを通して、その伝承と著録の経緯を明らかにし、近世末期以来の「冥報記」受容の一面を示したのである。

注(1) 高山寺本は、吉川半七発行影印本「冥報記」上・附川田剛の跋文

- (二〇一一年) 高山寺古典籍纂集第一部「冥報記」影印と翻刻・附峰岸明の解題(高山寺資料叢書第十七冊、東京大学出版会、一九八八年)、「冥報記の研究」第一巻影印と翻刻・附三田明弘の解題(勉誠社、一九九九年)。翻刻本は、また「大正新修大藏經」所収本(一九二三年)、「澠芳樓秘笈」第六輯所収本・附孫繩修の跋文(一九二八年)、内田道大編「冥報記」附和訳(一九五五年)、方詩銘轉校「冥報記全釋」(中華書局、一九九二年)、原田親貞・伊野弘子「冥報記」(尊經閣前田家本は、国宝長治二年鉢本「冥報記」・附別冊永山近彰の解題(一九三七年)がある。伝本などの主な研究は、片寄正義「今昔物語集の研究」上(三省堂、一九四三年)・志村良治「冥報記の伝本について」(東北大学文学会「文化」第十九卷第一号、一九五五年)、「志村良治博士著作集2」所収、汲古書院、一九八六年)、川口久雄「冥報記と今昔物語集等について」(「金沢大学法文學部論集」文学篇十四、一九九二年)、李銘敬「冥報記」的古写本与伝承」(中國國家図書館「文献」八十五期、二〇〇〇年)など。

(20) 前掲注18。

(18) 阿部隆一著「中国訪書志」(汲古書院、一九七六年)。

(19) 藤堂恭俊「養鶴徵定の古經蒐集と南都念佛寺藏古經」(「藤原弘道先生古稀記念史学佛教学論集」乾、一九七三年)。

(10) 「経籍訪古志初稿本」影印・2冊(一九三五年、日本書畫学会)。

(11) 広谷雄太郎編「解題叢書」(国書刊行会、一九二五年)所収本使
用。

(12) 寛永寺水上文義氏のご教示による。

(13) 「天台宗全書」第二十四巻。

(14) 陳捷「日本における楊守敬の訪書活動」(岩波書店刊「文学」、二〇〇〇年第五、六月号)。

(15) 光緒二十三年刊本の影印(台湾廣文書局、一九六七年)。

(16) 前掲注1参照。

(17) 前掲注1参照。

(2) 法量は京都国立博物館資料管理室(特別観覧)の羽田聰氏のご教示による。

- (3) 李劍國「唐五代志怪傳奇敘錄」下「金剛經報心記」(中國南開大學出版社、一九九八年)。

(4) 牧野謙亮編「徵定上人年譜」(古經搜索錄乾坤別冊、一九七二年)。

(5) 「淨土宗大辭典」、牧野謙亮編「徵定上人年譜」(古經搜索錄乾坤別冊、一九七二年)、藤堂祐範著「增訂新版淨土文化史論」所收「養鶴松鶴徵定門主」(山喜房佛書林、一九七九年)、寺本哲宗編集「徵定上人」(總本山知恩院、一九九〇年)など参照。

(6) 神田喜一郎藏徵定自筆本の複製(京都・藤原弘道、一九七二年)。

(7) 第十一回「京都大藏會展觀目錄」抜粹(總本山知恩院、一九二五年)。

(8) 注5「徵定上人」所收。

(9) 「經籍訪古志初稿本」影印・2冊(一九三五年、日本書誌學會)。

(10) 「圖書館雜誌」通卷一九二号(日本圖書館協會發行、一九三五年)、「長沢規矩也著作集」第二卷所收(汲古書院、一九八二年)。

(11) 広谷鶴太郎編「解題叢書」(國書刊行会、一九二五年)所收本使用。

(12) 寛永寺水上文義氏のご教示による。

(13) 「天台宗全書」第二十四卷。

(14) 陳捷「日本における楊守敬の訪書活動」(岩波書店刊「文學」、二〇〇〇年第五、六月号)。

(15) 光緒二十三年刊本の影印(台灣廣文書局、一九六七年)。

(16) 前掲注1参照。

(17) 前掲注1参照。

(18) 阿部隆一著「中國訪書志」(汲古書院、一九七六年)。

(19) 藤堂恭俊「養鶴松鶴徵定の古經蒐集と南都念佛寺藏古經」(藤原弘道先生古稀記念史學佛教學論集)乾、一九七三年)。

(20) 前掲注18。

(21) 便箋の内容は以下のようである。

知恩院蔵冥報記上中下一軸

院政時代初期の書写に係り、本文と恐らく同／筆と推測せらるる墨

筆を以つて仮名の訓点を附し／たり。その字体を見るに、

于(う) 、(き) 个(ヶ) い(シ) 一(ス)

七(セ)

甲(ホ) パ(マ) 禾(ワ) エ(エ) 下(コト)

などの古字体を用ひ、更に繰返符号として

イヨリ タフ

などの古体の符号を用ひ、院政初期の訓点たること／著しく、尊経閣に藏する長治一年の識語ある／冥報記よりも下らざる資料とし

て、国語史学上／にも極めて有益なる資料と認める。

昭和三十七年七月廿五日

(22) 李銘敬「無著道忠と『冥報記校讎』」(『中国古典研究』第四十四号、一九九九年)。

別注・各書から引用した漢文は、私意に句読点と読み下しを付けた。

新刊紹介

梶原正昭・大津雄一・野中哲照校注・訳

新編日本古典文学全集 53

『曾我物語』

本書は、訓読本系（いわゆる大石寺本系）『曾我物語』の訳注書である。底本には日本大学総合情報センター蔵本を用いる。

『曾我物語』は、大きく真名本系と仮名本系とに分けられ、真名本系は古態として注目される。底本は本門寺本系の真名本を訓読したとされる本である。本書は、訓読本系を「もつともスリムなテクスト群」であり「現代人にとってもつとも受け入れられやすい『曾我物語』のかたち」であるとし、底本をその最善本とする。

三氏による本書は、物語自体の内包する

世界と、それを生成・享受した現実の世界

築島 裕志

附記・今回、「冥報記」の知恩院本と台湾故宮博物院蔵本などの調査に当たり、知恩院文化財保存局、京都国立博物館資料管理室及び羽田聰氏、慶應義塾大学斯道文庫高橋智氏、寛永寺水上文義氏、立教大学小峯和明氏、昭和女子大学原田親貞氏及び関係の方々にご協力とご教示を賜りました。ここに深甚たる謝意を申し上げます。